

令和6年度大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金 【FAQ】

1. 障がい支援区分5以上の方が、令和6年3月に入居されたが、障がい特性に応じた居室改修が必要となつた。この補助金はこれから受け入れる場合のみが対象か。
⇒本補助金に申請される場合は、令和6年4月1日以降に入居された方、また、今後の入居に向け調整中等の方について、指定様式「利用者受入れ(予定)及び事業所状況の申出書」に記載の上、ご申請ください。
2. 令和6年4月にグループホームを新規開設した。令和6年5月に受け入れた障がい支援区分6の方のため、障がい特性に配慮した改修が必要であることがわかった。この補助金の対象となるか。
⇒対象となります。令和6年5月に入居された方、また、今後の入居に向け調整中等の方について、指定様式「利用者受入れ(予定)及び事業所状況の申出書」に記載の上、ご申請ください。
3. これからグループホームの体験入居の予定はあるが、体験後に入居しないことになった場合は補助金の返還が必要か。
⇒本補助金は、交付確定前に、実績報告書をご提出いただきます。
体験後に入居しないことになった場合など、当初のご申請内容に変更がある場合は、理由書を求めます。
理由が相当と認められるときは、補助金は交付します。
4. グループホームに2名の入居を予定しているが、協議書を2件(上限180万円×2=360万円)提出することは可能か。また、1事業所番号に複数の住居がある場合は、どうか。
⇒事業所番号ごとの協議申請となります。
また、2以上の住居をまとめて1つの事業所番号で指定されている場合(1事業所番号に複数の住居がある場合)も、複数住居分をまとめて1件の協議申請としてください。
5. 法人が運営するグループホームが複数ある。事業所ごとに補助金申請できるか。
⇒事業所番号ごとの協議申請となります。
6. 障がい児の短期入所は補助金の対象になるか。
⇒要綱に規定する短期入所であれば、障がい児の短期入所も対象となります。
※障がい児の場合は、厚生労働大臣が定める支援の度合いが区分3以上に該当する利用者が対象となります。